業務委託契約書(案)

- 1. 委託業務の名称 佐倉市公共施設包括管理業務委託
- 2. 委託業務の場所 佐倉市役所外
- 3. 委託契約の期間 契約締結日から 令和11年3月31日まで
- 4. 業務期間 令和 6年4月1日から 令和11年3月31日まで
- 4.業務委託料金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- 5. 契約保証金免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、別添の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所又は所在地 佐倉市海隣寺町97番地 商号又は名称 佐倉市 代表者名又は氏名 市長 西 田 三十五

受注者 住所又は所在地 商号又は名称 代表者名又は氏名

業務委託約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、事業説明書及び事業説明に対する質問回答書等をいう。以下「設計図書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、善良な管理者の注意をもって、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に履行し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務の履行をさせるため、業務に関する指示を受注者又は第8条に規定する受注者の業務主任担当者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務主任担当者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若 しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一 切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答 及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当 該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書等に基づいて業務計画表を作

成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画表を受理した日から7日 以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画表の再提出 を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とある のは「当該請求があった日から」と読み替えて前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付 さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結 後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、 発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業 に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社 をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険 契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。) であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずるこ とができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、委託代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第31条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証 の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、

この限りではない。

(一括再委託の禁止)

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した 主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を 第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(調査職員)

- 第7条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する業務内容を完了させるための受注者又は受注者の業務主 任担当者に対する指示
 - (2) この約款及び設計図書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務主任担当者との協議
 - (4) 業務の進捗状況の確認、設計図書等の記載内容と履行内容との照合その他 契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては それぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の 権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知し なければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾等は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由 して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者 に到達したものとみなす。

(業務主任担当者)

第8条 受注者は、業務履行について業務内容の管理をつかさどる業務主任担当者(当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。)を定め、発注者に書面により7日以内に通知するものとする。

(委託業務の調査等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(貸与品等)

- 第10条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡し日から7日以内に、発注者 に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

- 第11条 発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中 止することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要が あるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期間の変更)

- 第12条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかなときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、 履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべ き事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者 に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務委託料等の変更方法)

第13条 第11条又は前条の規定により、業務委託料又は履行期間の変更を行う場合に おける業務委託料及び履行期間は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通 知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に 通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以 内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者 に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第14条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注 者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分について、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第15条 業務の処理に関し発生した損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。以下この条において「損害」という。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第16条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害については、当該第三者に対して損害の賠償を 行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された 保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者 の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、 受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があ ることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者 及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第17条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。) は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者

- の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査 を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書(記録簿等を含む。以下同じ。)の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

- 第18条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委 託料の支払いを請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときはその日から30日以内に支払わなければならない。

(部分引渡による支払い)

第19条 受注者は、業務完了前に、前条の規定に関わらず、業務委託の性質上分割計算できるものについては、既済部分に対して部分引渡に関する検査を受け、次表によりその金額を請求できるものとする。

| 月・回数等 | 金 | 額 | 月·回数等 | 金 | 額 |
|-------|---|---|-------|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(債務負担行為に基づく契約の特則)

第20条 債務負担行為に係るこの契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和 6年度 193,989,000 円 令和 7年度 199,416,000 円 令和 8年度 201,514,000 円 令和 9年度 205,980,000 円 令和10年度 211,941,000 円 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 6年度 193,989,000 円 令和 7年度 194,190,000 円 令和 8年度 195,233,000 円 令和 9年度 198,612,000 円 令和10年度 203,454,000 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(発注者の任意解除権)

- 第21条 発注者は、業務が完了しない間は、次条及び第23条に規定するほか、必要があるときは、この契約を解除できる。
- 2 発注者は第1項の規定によりこの契約を解除した場合においては、これらより受 注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

- 第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約の取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由がなく、着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 期限内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 前各号のほか、受注者が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
 - (1) 第5条の規定に違反し、業務委託料債権を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
 - (2) 受注者がこの契約の業務の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者が債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒 絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を 達することができないとき。
 - (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することが出来ない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告を しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであ るとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体等であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号及び次項において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている と認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与 するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関 与していると認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原 材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を 除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに 従わなかったとき。
- 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基

づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者に対して行われたときは、受注者に対する命令で確定したものをいい、受注者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第 3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違 反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当 該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納 付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の 基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含 む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由 によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることが できない。

(受注者の催告による解除権)

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会 通念に照らして軽微であるときは、この限りでなはい。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第11条又は第12条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能と なったとき。
 - (3) 第11条の規定により、委託期間を一時中止した期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3

月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 27 条 第 25 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものである ときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第28条 発注者は、この契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を 検査の上、当該検査に合格した部分に相当する委託料を、受注者に支払わなければ ならない。
- 2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、発注者 に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若し くは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して 返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第22条又は第23条の規定によるときは発注者が定め、第21条、第25条又は第26条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(債務不履行に対する受注者の責任)

- 第29条 受注者が、業務について、この契約に定められたとおりに履行できないことが明らかになった場合、又はこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行を請求し、若しくは履行とともに損害の賠償を請求し、又はその履行に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことのできない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第17条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 発注者は、業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を知った時から1年以内に受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 第1項の規定は、受注者の契約違反が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸 与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記 載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった ときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における遅延違約金)

- 第30条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合 において、発注者が履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、遅延違約 金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に実施予定数量を乗じた額に10パーセントを加算した金額とする。また、発注者の検査に合格した完了部分があるときは、完了部分の契約金額相当額を控除した金額とする。以下同じ。)に、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき事由による日数を控除したものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第31条 発注者は、受注者が第22条又は第23条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違 約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第22条又は第23条の規定により、履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 履行の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能になったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年 法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項各号に定める場合において、受注者が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。受注者が既に共同企業体等を解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。
- 5 第1項又は第2項各号に定める場合(第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 6 第2項の場合(第23条第1項第7号、第10号及び第2項の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い)

- 第32条 受注者は、第23条第2項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第23条第2項第1号において、排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が認める場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求する ことができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、 賠償金を連帯して支払わなければならない。受注者が既に共同企業体等を解散してい るときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

(受注者の損害賠償請求権等)

- 第33条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の 賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通 念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りで ない。
 - (1) 第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げるほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第18条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセント(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した金額を遅滞利息として発注者に請求することができる。

(賠償金等の請求等)

- 第34条 発注者は、第17条の規定により業務が完了した日から2年以内でなければ、この約款に規定する履行の請求、損害賠償の請求、違約金の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、当該請求等の根拠となる受注者の契約違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求等をできる期間(以下第3項において「請求等可能期間」という。)は、業務完了の日から10年とする。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約違反の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該 請求等の根拠を示して、受注者の債務不履行の責任を問う意思を明確に告げること で行う。
- 3 発注者が請求等可能期間の内に受注者の契約違反を知り、その旨を受注者に通知 した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法 による請求等をしたときは、請求等可能期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる受注者の契約違反に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 発注者は、業務の完了の際にこの契約に関して受注者の契約違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を知った日から1年以内に受注者に通知しなければ、当該契約違反に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約違反があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 受注者の契約違反が設計図書の記載内容、発注者若しくは調査職員の指示又は貸 与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約違反を理由として、 請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等 が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(業務従事者災害等)

第35条 受注者は、委託業務の履行に関し生じた受注者の委託業務従事者の災害等に ついては、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

(受注者の法令上の責任)

第36条 受注者は、業務委託従事者に係る労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業 安定法(昭和22年法律第141 号)、最低賃金法(昭和34年法律第137 号)、労働安 全衛生法(昭和47年法律第57号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116 号)の規定 その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第37条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第38条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項について は、必要に応じ発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

個人情報等取扱特記事項

(総則)

第1条 この個人情報等取扱特記事項(以下「特記事項」という。)は、この特記事項が付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(個人情報等の保護に関する法令等の遵守)

- 第2条 受注者は、個人情報の保護に関する法律、発注者の定める佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例及び佐倉市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報等の取扱いに関しこの特記事項を遵守しなければならない。
- 2 前項の「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報 及び佐倉市情報セキュリティポリシーの適用範囲としている情報資産(ネットワーク及び情報 システム(これらに関する設備及び電磁的記録媒体並びにこれらで取り扱う情報を含む。)並 びに情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書その他の佐倉市文書管理規 程第2条に規定する文書等をいう。)のうち機密性3及び機密性2に分類されるもの(秘密文 書に相当する機密性を要する情報資産及び秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一 般に公表することを前提としていない情報資産をいう。)をいう。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等の安全管理について、内部 における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

- 第4条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等の取扱いに係る作業責任者 及び作業従事者(以下「作業責任者等」という。)を定め、書面により発注者に報告しなけれ ばならない。
- 2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事務の履行に支障をきたすことのないよう、遅 滞なく事務を引き継ぐための手続きを定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければな らない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等を取り扱う場所(以下「作

業場所」という。)を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者等に対して、受注者 が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第6条 受注者は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項に おける作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な履行に必要な教育及 び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

- 第7条 受注者は、この契約による事務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 受注者は、この契約による事務に関わる作業責任者等に対して、秘密保持に関する誓約書を 提出させなければならない。この場合において、受注者は、発注者の求めがあった場合は、当 該誓約書の写しを発注者に提出しなければならない。

(再委託)

- 第8条 受注者は、この契約による事務を第三者へ再委託(受注者の子会社(会社法(平成 17 年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)等の第三者に事務を委託することをいう。以下同じ。)してはならない。
- 2 受注者は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発 注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・ 監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しな ければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受注者は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に 行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければなら ない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を 負うものとする。

(個人情報等の収集の制限)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報等を収集するときは、当該 事務を処理するために必要な最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならな い。

(個人情報等の管理)

- 第11条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報等の管理を行わなければならない。
 - (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報等を保管すること。
 - (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を定められた場所から持ち出さないこと。
 - (3) 個人情報等を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
 - (4) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の利用者、保管場所その他の個人情報等の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - (5) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報等を複製又は複写しないこと。
 - (6) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
 - (9) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (10) 個人情報等の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報等の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受注者は、この契約による事務において利用する個人情報等について、この契約による事務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第13条 受注者は、発注者と受注者との間の個人情報等の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報等の預り証を提出しなければならない。

(個人情報等の返還等)

第14条 受注者は、この契約による事務の終了時に、この契約による事務において利用する個人情報等について、速やかに返還又は引渡しをしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が特に指示した場合は、受注者は、この契約による事務に おいて利用する個人情報等について、発注者の指定した方法により、速やかに消去又は廃棄し なければならない。
- 3 受注者は、個人情報等の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに 応じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、個人情報等の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った個人情報等の名称、 媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、処理日時及び担当者名を記録し、書面により発注者に対 して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第15条 受注者は、発注者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、 直ちに報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第16条 発注者は、個人情報等の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第17条 受注者は、この契約による事務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、 その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個 人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わ なければならない。
- 2 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との 連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、 緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、この契約による事務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要 に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- 4 前各項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後に個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合においても同様とする。

(契約解除)

- 第18条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約を解除 することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対し

て、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第19条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者がこの特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

佐倉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準

(令和4年12月28日決裁)

1 趣旨

この基準は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第1項及び行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針の規定に基づき、 実施機関が個人情報を取り扱う事務を委託しようとする場合において講じなければならない個人情報の保護のために必要な措置に関し、その基準を定めるものとする。

2 委託

この基準の対象となる委託は、実施機関が個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに依頼して行わせる契約のすべてをいう。

したがって、一般に委託といわれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等に係る契約を含み、また、 公の施設の管理の委託及び収納の委託などの公法上のものも含むものとする。

3 委託に当たっての留意事項

個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務を処理させるために委託先に取り扱わせる個人情報は、当該事務を処理するために必要最小限のものとすること。
- (2) 入札の方法により契約を締結する場合は入札前に、随意契約の方法により契約を締結する場合は見積書を徴するときに、当該契約の内容に別記「個人情報等取扱特記事項」(以下「別記特記事項」という。)の遵守が含まれていることを相手方に周知すること。
- (3) 委託先の選定に当たっては、別記特記事項を遵守できるものを慎重に選定すること。

4 契約に当たっての措置

個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約に当たっては、当該契約の契約書、確認書、覚書その 他これらに類する書類(以下「契約書等」という。)に、別記特記事項を添付するものとする。た だし、契約書等に「別記特記事項」に掲げる内容を記載することを妨げない。 なお、契約書等の書面を作成しない契約の場合は、別記特記事項を契約事項として受注者に交付 するものとする。

5 その他

この基準は、令和5年4月1日より適用するものとし、令和5年3月31日までは従前のとおりとする。

暴力団排除に関する特約

(総則)

第 1 条 この特約は、この特約が付される契約(以下「契約」という。)と一体をなす。

(関係機関への照会)

- 第2条 佐倉市(以下「発注者」という。)は、契約からの暴力団(暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。)の排除を目的として、必要と認める場合には、契 約の相手方(以下「受注者」という。)に対して、受注者又はこの契約の下請負若しくは 受託をさせた者(以下「下請事業者等」という。)の役員等(個人である場合にはその者 を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代 表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。)についての名簿その他の必要な情 報の提供を求めることができる。
- 2 発注者は、受注者から提供された情報を管轄の警察署に提供することができる。
- 3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものと する。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

- 第3条 受注者は、自らが、又は下請事業者が、暴力団又は暴力団員から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、発注者及び管轄の警察署と協力して、契 約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第4条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成4年5月1日施行)の定めるところにより、指名停止の措置を行う